

# 秋田市のし尿くみ取り料金について

平成29年5月

秋田市環境部環境都市推進課

# 目 次

1 はじめに	1
2 し尿くみとり料金にかかる制度等の経緯	
(1) し尿くみ取り料金の制度	1
(2) これまでの改定状況	2
3 し尿くみとり業務に関する分析	
(1) し尿くみ取り人口の推移	4
(2) し尿くみ取り量の推移	5
(3) 許可車両の推移	5
(4) 従業員数の推移	5
(5) 一般家庭におけるし尿くみ取り料金体系別世帯状況	6
4 し尿くみとり量の予測	
(1) し尿くみ取り量（処理量）の推移と予測	7
5 他都市の状況	
(1) し尿くみ取り料金体制と料金の比較（中核市）	8
(2) し尿くみ取り料金体系と料金の比較（中核市のうち東北7都市）	11
(3) し尿くみ取り料金体制と料金の比較（秋田県内13市）	12
6 し尿くみ取り事業者への経営支援対策	
(1) 下水道の整備等に伴うくみ取り事業者への支援	13
7 今後のスケジュールについて	

## 1 はじめに

平成29年1月17日付けで、し尿収集運搬許可業者6社から、公共下水道の着実な普及により、くみ取り量は年々減少傾向であり、今後の事業運営に不安があるとして、秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱第6条第1項の規定に基づき、定額制の廃止および料金値上げを要望する陳情書が提出された。

同要望については、同条第2項の規定に基づき、「秋田市し尿くみ取り料金基準額検討委員会」で審議を行い、その答申をもとに、市が要望内容に対して回答することになる。

## 2 し尿くみ取り料金に係る制度等の経緯

### (1) し尿くみ取り料金の制度

し尿くみ取り料金は、平成17年までは手数料として条例で規定していたが、市が直接行っていない業務であり、条例で定めることは不適切との考えから、同年の市町合併を期に、「し尿くみ取りに関する指導要綱」を制定し、その中で「基準額」を定めることとした。

#### 【現行のし尿くみ取り料金】

(平成26年4月1日実施)

料金種別	単 位	基準額	消費税額	し尿くみ取り料金
定額制	1人につき月額 (1歳未満を除く)	478円	38円	516円
従量制	180リットルまで	1,870円	149円	2,019円
	180リットルを超える 18リットルごと	187円	14円	201円

定額制：1人当たりの月額料金で世帯人数の増減により料金変動する制度  
従量制：事業所等や不定期でくみ取り量の多い世帯などに適用するもので180リットルまでを基本料金とし、それを超える量について18リットルごとに加算していく制度

## (2) これまでの改定状況

本市のくみ取り料金は、昭和29年12月から「従量制料金」で開始され、52年までは人件費、物価の上昇を理由として、おおむね2年ごとに改定を行ってきた。その後、約5年間は改定を行わず、57年に、賃金、物価の上昇、労働条件改善等の理由として、25%増の改定を行った。

59年に「し尿くみ取り手数料問題（水増し）」が発生したことから、その解消に向け、60年に、効率的かつ信頼性の高い「定額制料金」を導入。7年振りの改定となった平成2年には、21%増の改定を行った。

平成4年以降は、議会や多数の関係者からの「適正な料金設定の観点から改定は2年サイクルが妥当」との意見を反映し、2年サイクルで改定を行っていたが、12年の改定以降、物価下落、不景気などの経済情勢から改定を見合わせていた。その後、17年1月の市町合併による旧河辺・雄和両町と旧秋田市の料金格差を解消するため、21年度までの4年間で秋田市に準じた統一料金とする措置を行った。

以降は、23年に2.3%増、26年に3.0%増（消費税増税分）の改定を行っている。

### 【し尿くみ取り料金基準額の変遷】

年 月 日	内 容		改定率等	
昭和29年 12月 20日	4月～11月 12月～ 3月	100円 (180円当たり) 125円 ( " )	— 25.0%	
昭和36年 8月 1日	4月～11月 12月～ 3月	150円 ( " ) 170円 ( " )	20.0% 13.3%	
昭和38年 10月 10日	4月～11月 12月～ 3月	220円 ( " ) 260円 ( " )	29.4% 18.2%	
昭和44年 11月 1日		270円 ( " )	3.80%	
昭和47年 8月 1日		320円 ( " )	18.50%	
昭和49年 2月 1日		450円 ( " )	40.60%	
昭和50年 4月 21日		660円 ( " )	46.70%	
昭和52年 11月 1日		840円 ( " )	27.30%	
昭和57年 9月 1日	180円当たり1,050円(昭和57年9月1日から昭和58年5月31日まで暫定手数料180円当たり950円とする。)180円を超える18円までごと105円加算		25.00%	
昭和60年 7月 1日	定額制 1人につき月額270円 従量制 180円まで1,050円、180円を超える18円までごとに105円加算		定額制	従量制
平成元年 4月 1日	定額制 1人につき月額278円 従量制 180円まで1,081円、180円を超える18円までごとに108円加算		3.00%	3.00%
平成2年 6月 1日	定額制 1人につき月額333円 従量制 180円まで1,308円、180円を超える18円までごとに130円加算		19.80%	21.00%
平成4年 7月 1日	定額制 1人につき月額358円 従量制 180円まで1,404円、180円を超える18円までごとに140円加算		7.50%	7.30%
平成6年 7月 1日	定額制 1人につき月額387円 従量制 180円まで1,520円、180円を超える18円までごとに151円加算		8.10%	8.30%
平成8年 7月 1日	定額制 1人につき月額416円 従量制 180円まで1,632円、180円を超える18円までごとに162円加算		7.50%	7.40%
平成9年 4月 1日	定額制 1人につき月額424円 従量制 180円まで1,664円、180円を超える18円までごとに165円加算		1.90%	2.00%
平成10年 7月 1日	定額制 1人につき月額467円 従量制 180円まで1,833円、180円を超える18円までごとに182円加算		10.10%	10.20%
平成12年 7月 1日	定額制 1人につき月額489円 従量制 180円まで1,918円、180円を超える18円までごとに191円加算		4.70%	4.60%
平成17年 1月 11日	【秋田地域】 定額制 1人につき月額489円 従量制 180円まで1,918円、180円を超える18円までごとに191円加算 【河辺・雄和地域】 従量制 180円まで1,050円、180円を超える18円までごとに105円加算		—	河辺・雄和地区 -45.30%
平成18年 4月 1日	【河辺・雄和地域】 従量制 180円まで1,267円、180円を超える18円までごとに126円加算		—	-33.90%
平成19年 4月 1日	【河辺・雄和地域】 従量制 180円まで1,484円、180円を超える18円までごとに148円加算		—	-22.60%
平成20年 4月 1日	【河辺・雄和地域】 従量制 180円まで1,701円、180円を超える18円までごとに170円加算		—	-11.30%
平成21年 4月 1日	【河辺・雄和地域】 従量制 180円まで1,918円、180円を超える18円までごとに191円加算		—	0.00%
平成23年 4月 1日	定額制 1人につき月額501円 従量制 180円まで1,963円、180円を超える18円までごとに196円加算		2.50%	2.30%
平成26年 4月 1日	定額制 1人につき月額516円 従量制 180円まで2,019円、180円を超える18円までごとに201円加算		3.00%	2.90%

※ 平成17年の市町合併の際、旧・河辺町および旧・雄和町と旧秋田市との間に45.3%の差があったが、平成18年度から平成21年度までの4年間で是正した。

### 3 し尿くみ取り業務に関する分析

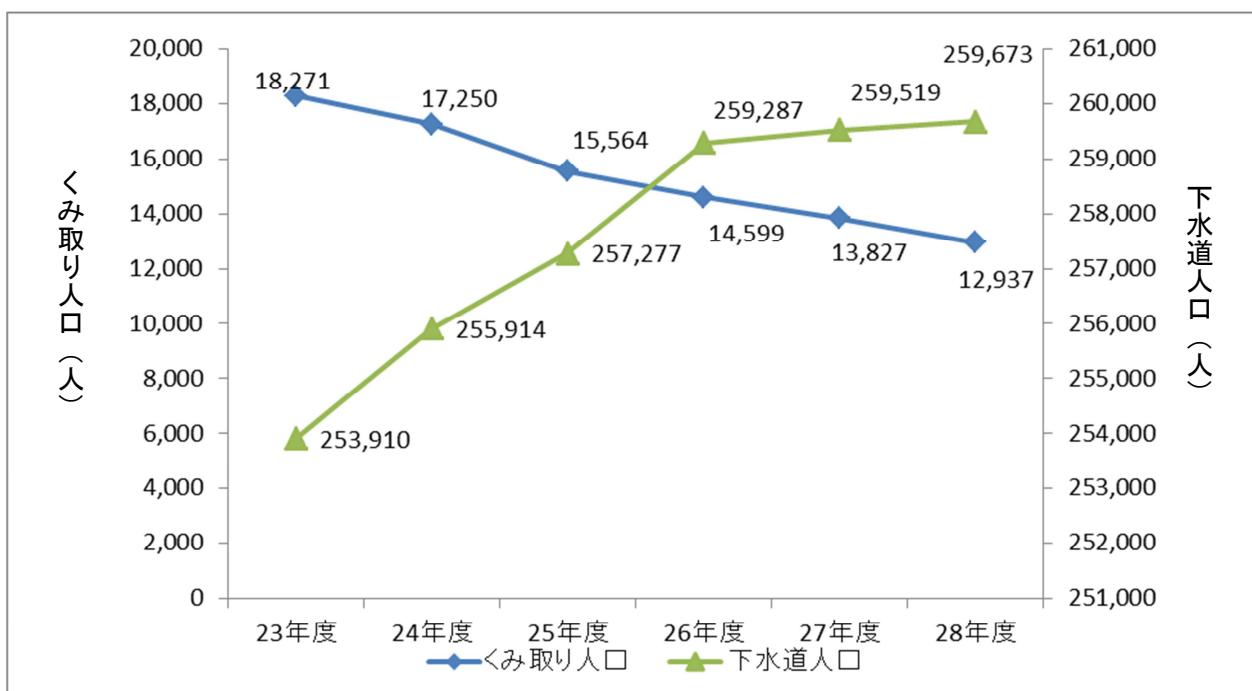
#### (1) し尿くみ取り人口の推移

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及により、し尿くみ取り人口は年々減少している。

特に、公共下水道の普及率は昭和62年以降急速に進展して年間2%前後の伸びとなり、近年でも年間1%程度の伸び率を維持しており、平成28年度では、92.0%の普及率になっている。

28年度の下水道人口は259,673人で、全市人口313,444人の約83%を占めるまでに進捗し、一方、し尿くみ取り人口数は12,937人で、全市人口の約4%まで減少した。

【くみ取り人口等の推移】

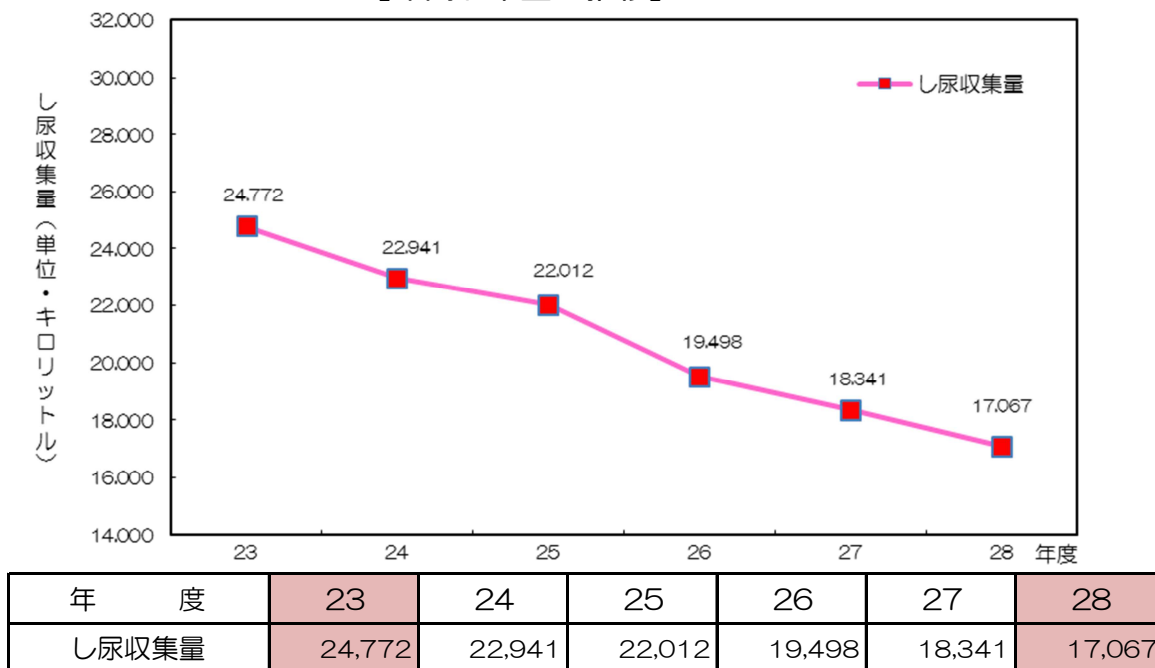


年 度	21	22	23	24	25	26	27	28
人 口	323,425	322,092	320,904	320,681	319,407	317,651	315,770	313,444
くみ取り人口	22,812	20,034	18,271	17,250	15,564	14,599	13,827	12,937
水洗化人口	300,613	302,058	302,633	303,431	303,843	303,052	301,943	300,507
下水道人口	248,046	250,401	253,910	255,914	257,277	259,287	259,519	259,673
浄化槽人口	52,567	51,657	48,723	47,517	46,566	43,765	42,424	40,834

## (2) し尿くみ取り量の推移

基準額の見直しを行った平成23年度と28年度のし尿の年間収集量を比較すると、24,772キロリットルから17,067キロリットルとなり、7,705キロリットル減少（31%減）した。

【年間収集量の推移】



## (3) 許可車両台数の推移

し尿収集および浄化槽汚泥収集に使用している許可車両の平成23年度から28年の推移は、24年に1台減車（2.7%減）したことから、37台から36台となった。

現在の許可車両のうち、主にし尿収集に従事している車両は、24台（平均積載量3.2キロリットル）で、緊急時への対応などを考慮しても、必要十分な車両台数が確保されている。

## (4) 従業員数の推移

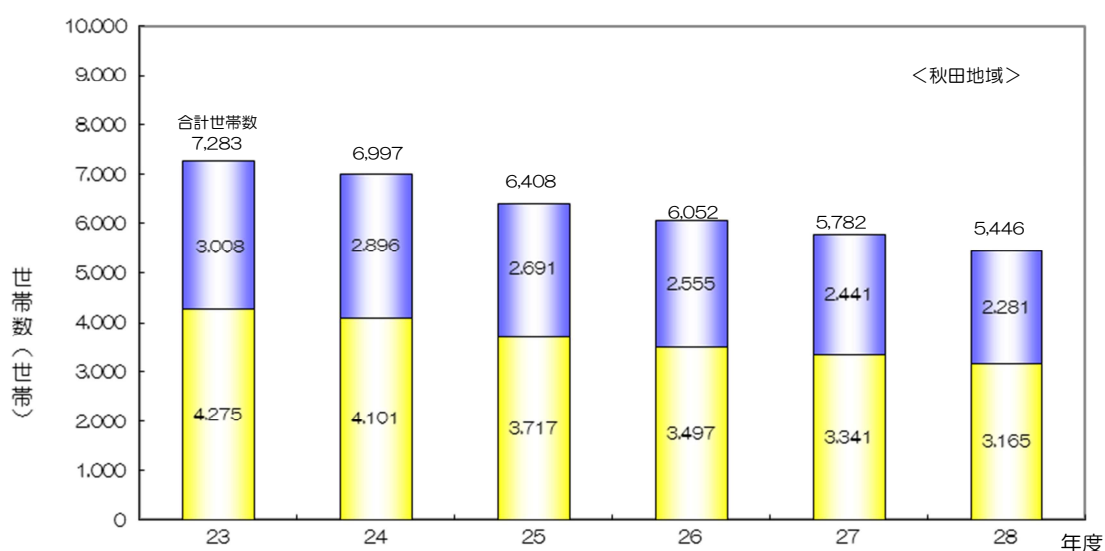
従業員総数について、平成23年度と平成28年度を比較すると、61人から54人となり、7人減少（11%減）した。

### (5) 一般家庭におけるし尿くみ取り料金体系別世帯状況

河辺・雄和地区を除く秋田地域では、従量制および定額制の2つ料金体系を適用している。

適用料金体系の比率に大きな変化は見られないが、対象世帯数の合計について、平成23年度と平成28年度を比較すると、7,283世帯から5,446世帯となり、1,837世帯（25%）減少した。

【秋田地域における適用料金体系別世帯状況】



年 度	23	24	25	26	27	28
定額制	4,275	4,101	3,717	3,497	3,341	3,165
従量制	3,008	2,896	2,691	2,555	2,441	2,281
合計世帯数	7,283	6,997	6,408	6,052	5,782	5,446
対前年度比 (%)	92.2	96.1	91.6	94.4	95.5	94.2
定額制割合	59%	59%	58%	58%	58%	58%
従量制割合	41%	41%	42%	42%	42%	42%



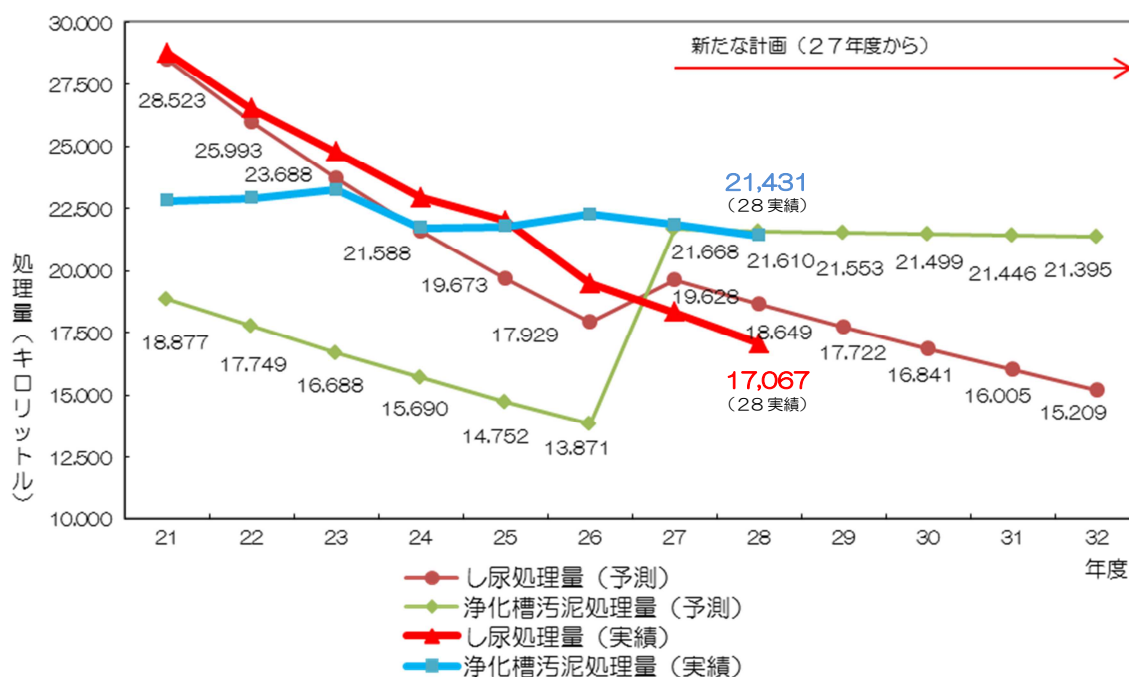
## 4 し尿くみ取り量の予測

### (1) し尿等くみ取り量（処理量）の推移と予測

今後のし尿くみ取り量の予測については、「秋田市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月策定）」の生活排水処理計画の中で、し尿等くみ取り量を推計している。

人口減少等により、し尿くみ取りについては年々減少傾向にあり、浄化槽汚泥については急激な減少はないものと推計される。

【し尿等くみ取り量（処理量）の推移・予測】



年 度	21	22	23	24	25	26
し尿処理量（予測）	22,523	25,993	23,688	21,588	19,673	17,929
浄化槽汚泥処理量（予測）	18,877	17,749	16,688	15,690	14,752	13,871
し尿処理量（実績）	28,774	26,535	24,772	22,941	22,012	19,498
浄化槽汚泥処理量（実績）	22,816	22,912	23,265	21,737	21,792	22,271

年 度	27	28	29	30	31	32
し尿処理量（予測）	19,628	18,649	17,722	16,841	16,005	15,209
浄化槽汚泥処理量（予測）	21,668	21,610	21,553	21,499	21,446	21,395
し尿処理量（実績）	18,341	17,067				
浄化槽汚泥処理量（実績）	21,855	21,431				

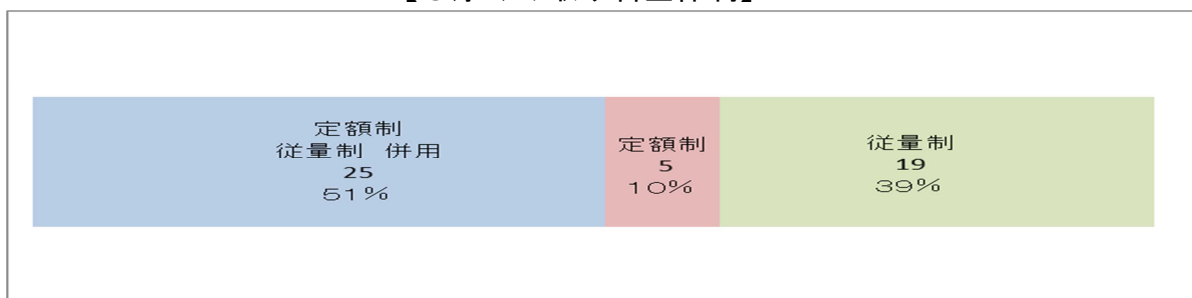
※「し尿収集量」および「浄化槽汚泥処理量」の予測値は、平成27年度からの新計画で見直しが図られている。

## 5 他都市の状況

### (1) し尿くみ取り料金体系と料金の比較（中核市）

し尿くみ取り料金体系については、49都市のうち定額・従量制併用方式が25都市（51%）と最も多く、次に従量制方式が19都市（39%）、定額制が5都市（10%）となっている。

#### 【し尿くみ取り料金体制】



定額制料金を採用している中核市30都市のうち、那覇市（下水普及率98%）の1,500円、長崎市（下水普及率93.4%）の1,150円、和歌山市（下水普及率38.9%）の625円に続き、本市は4番目に高い料金となっている。

従量制料金を採用している中核市44都市のうち、那覇市の583円、尼崎市（下水普及率100%）の420円、長崎市の411円と続き、本市は17番目の料金となっており、いずれも平均より高い水準となっている。

#### 【料金体系ごとの比較（平成29年1月現在）】

	定額制料金(税込) 1人につき月額		従量制料金(税込) 18ℓごとの料金		単価料金(税込) 1ℓあたりの単価	
		秋田市	516円	秋田市	201円	秋田市
最高額	那覇市	1,500円	那覇市	583円	那覇市	32.4円
最低額	東大阪市※	100円	姫路市	45円	姫路市	2.5円
平均額	49都市	387円	49都市	182円	49都市	9.4円
東北都市 平均	3都市※	462円	7都市	185円	7都市	10.2円

※基本料金として東大阪市では600円、いわき市では200円の加算がある。

【し尿くみ取り料金体系と料金の比較（中核市：平成29年1月現在）】

※下水道普及率は平成27年度末のものである。

番号	市名	収集形態 (し尿収集)	定額制料金		従量制料金		1戸当たり 単価(円)	下水道普及率 H28.3.31現在 (%)
			基本料金 (一便槽につき定額等)	(円/人)	基本料金 (一便槽につき定額等)	(円/18L)		
*	山形市	委託				230	12.8	97.5
1	函館市	直・委・許		300		54	3.0	90.2
2	旭川市	委託				108	6.0	96.8
3	青森市	許可	青森地区			155	8.6	80.0
			浪岡地区			140	7.8	
4	八戸市	許可				167	9.3	60.6
5	盛岡市	許可				141	7.8	88.4
6	秋田市	許可		516		201	11.2	92.7
7	郡山市	許可		368		211	11.7	72.2
8	いわき市	許可	200	500		230	12.8	53.4
9	宇都宮市	委・許	291	377		216	12.0	84.7
10	前橋市	直・許		360		170	9.4	70.2
11	高崎市	下記以外	400	360		180	10.0	72.4
		倉淵区域				125	6.9	
		箕郷区域				150	8.3	
		群馬区域				150	8.3	
		新町区域				130	7.2	
		榛名区域				150	8.3	
		吉井区域	100	230		115	6.4	
12	川越市	委・許	180	250	180	100	5.6	85.3
13	越谷市	委・許	450	300			0.0	83.0
14	船橋市	委託	167	216	167	104	5.8	82.0
15	柏市	委・許		432		62	3.4	89.6
16	八王子市	直・許	4,000				0.0	99.3
17	横須賀市	委・許		200			0.0	97.7
18	富山市	委・許				190	10.6	91.8
19	金沢市	許可				153	8.5	97.8

番号	市名	収集形態 (L尿収集)	定額制料金		従量制料金		1戸当たり 単価(円)	下水道普及率 H28.3.31現在 (%)
			基本料金 (一便槽につき定額等)	(円/人)	基本料金 (一便槽につき定額等)	(円/18L)		
20	長野市	委・許	60	384		179	9.9	93.3
21	岐阜市	直・委		320		160	8.9	92.4
22	豊橋市	直・許				210	11.7	75.0
23	岡崎市	許可	250	280		175	9.7	87.7
24	豊田市	直・委	270	300		165	9.2	70.7
25	大津市	委・許				235	13.1	98.3
26	豊中市	委託	660	150			0.0	100.0
27	高槻市	委託	1,530	300		81	4.5	99.6
28	枚方市	直・許	400			54	3.0	95.0
29	東大阪市	委託	600	100		108	6.0	98.5
30	姫路市	直・委・許				45	2.5	91.3
31	尼崎市	委託	0	0		420	23.3	100.0
32	西宮市	委託				120	6.7	99.9
33	奈良市	委・許	340	220	640	126	7.0	91.2
34	和歌山市	許可		625		262	14.6	38.9
35	倉敷市	直・許				183	10.2	77.3
36	呉市	委・許	400	500		250	13.9	86.7
37	福山市	委・許	260	320		257	14.3	71.0
38	下関市	委・許	200	510		300	16.7	74.7
39	高松市	許可	340	330		210	11.7	63.2
40	松山市	委・許	262	239		148	8.2	61.3
41	高知市	許可	410	410	410	240	13.3	58.1
42	久留米市	許可				220	12.2	77.7
43	長崎市	委・許		1,150		411	22.8	93.4
44	佐世保市	許可				190	10.6	57.2
45	大分市	直・許		320		160	8.9	61.9
46	宮崎市	委託			319	162	9.0	87.7
47	鹿児島市	許・委	380			170	9.4	78.9
48	那覇市	許可		1,500		583	32.4	98.0

## (2) し尿くみ取り料金体系と料金の比較（中核市のうち東北7都市）

本市を含む東北所在7都市では、定額・従量制併用方式が3都市（43%）、従量制方式が4都市（57%）となっている。

定額制を採用している3都市のうち本市はトップの516円で、次にいわき市が500円（基本料金200円を除く）、郡山市が368円となっている。

従量制については、いわき市および山形市が230円でトップ、次に郡山市が211円、本市は3番目となる201円で、以下、八戸市が167円、青森市が155円、盛岡市が141円と続いている。

東北6都市	秋田市	青森市	八戸市	盛岡市	山形市	郡山市	いわき市
収集体系	定額・従量 併用	従量	従量	従量	従量	定額・従量 併用	定額・従量 併用
1リットル あたりの単価	11.2円	8.6円	9.3円	7.8円	12.8円	11.7円	12.8円
下水道普及率	92.7%	80.0%	60.6%	88.4%	97.5%	72.2%	53.4%

※下水道普及率は平成27年度末のものである。

※いわき市では、定額制に基本料金200円の加算がある。

### (3) し尿くみ取り料金体系と料金の比較（秋田県内13市）

本市を含めたすべてが従量制を採用し、定額制と併用しているのは本市のみとなっている。

県内の従量制料金は、湯沢市（稲川・皆瀬）の2,052円が最高額となっているが、これは、料金単価が低かった地域に加算額を導入し、地域間の料金格差を是正中のためである。

なお、湯沢市の加算額を除いた集計から、13市の従量制料金の平均は1,704円となっている。

#### 【県内13都市の従量制180リットルまでの料金（平成29年1月現在）】

料金順位	都市名	下水道普及率	料金
1	湯沢市※ (稲川・皆瀬)	40.5%	2,052円
2	秋田市	92.7%	2,019円
3	由利本荘市	43.2%	2,000円
4	湯沢市	40.5%	1,944円
5	大仙市	39.9%	1,940円
6	男鹿市	67.4%	1,912円
7	潟上市 (昭和地区)	94.3%	1,800円
8	能代市 (能代地域)	45.6%	1,755円
9	仙北市	36.9%	1,652円
10	鹿角市	44.3%	1,652円
11	にかほ市	63.6%	1,620円
12	大館市	51.3%	1,598円
13	横手市	48.5%	1,500円
14	潟上市 (飯田川地区)	94.3%	1,430円
15	能代市 (二ツ井地域)	45.6%	1,400円
16	北秋田市	50.3%	1,360円
17	潟上市 (天王地区)	94.3%	1,337円
平均	13市		1,704円

※湯沢市（稲川・皆瀬）については、180リットルまでの従量制料金1,944円に109円が加算される。

## 6 し尿くみ取り事業者への経営支援対策

### (1) 下水道の整備等に伴うし尿くみ取り事業者への支援

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）は、し尿の適正処理のための法令の下に支援計画を明確にし、国や県の協力を得て支援しようとするものである。

本市では、合特法の主旨により市と事業者が協力し、し尿処理業務を将来にわたり適正に行われていくことを目的に、し尿収集運搬許可業者に対し事業支援を行っている。

具体的には、経営基盤の強化や自立できるための支援方法を、し尿収集運搬許可業者で組織する「秋田清掃事業協同組合」と協議し、市が行っていたごみ収集業務について、平成17年度から段階的に委託化を進め、22年度以降については直営で行ってきた全区域について完全委託している。

#### 【し尿収集運搬許可業者に対する委託業務支援】

年度	業務委託契約額	委託台数
21	149,048千円	9台
22	148,260千円	10台
23	145,950千円	
24	142,958千円	
25	142,233千円	
26	152,139千円	
27	151,200千円	
28	152,280千円	

## 7 今後のスケジュールについて（案）

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 5月29日  | 第1回検討委員会（諮問、経緯および状況説明）       |
| 7月中旬   | 第2回検討委員会（経営状況、対応等）           |
| 8月上旬   | 第3回検討委員会（答申）                 |
| 8月下旬   | 答申を基に市の回答を作成・送付              |
| 10月まで  | 議会報告、指導要綱改正（基準額を改正する必要がある場合） |
| 10月～3月 | 広報等で市民に周知（〃）                 |
| 30年4月～ | 新料金適用（〃）                     |